

10月は里親月間です

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子どもたちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境での養育を提供する「里親制度」。

県内には、家庭で生活をすることができず児童養護施設、乳児院、里親家庭で生活をする子どもが約800人。里親登録数は約200世帯、そのうちの67世帯で90人の子どもたちが生活をしています。

子どもは家庭だけではなく、社会全体で育成される必要があります。子どもの養育に携わる全ての人に、この里親制度を理解していただくことが重要です。

●里親の種類

【養育里親】 何らかの理由により家庭で生活できない子ども(要保護児童)を、保護者が引き取れるようになるまで、または自立できるか18歳(場合によっては20歳)になるまで養育を行う里親です。

【専門里親】 要保護児童のなかでも被虐待児、非行等の問題を有する子ども及び障害児など、一定の専門的ケアを必要とする子どもを一定期間(原則として2年間)養育します。
3年以上の養育実績などと国が定める研修を修了していることが必要になります。

【養子縁組希望里親】 養子縁組を前提として、家庭で暮らすことのできない子どもを養育する里親です。
養子縁組成立により委託は終了します。

【親族里親】 子どもの両親などその子どもを現に監護する者が、死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより養育が困難となったとき、要保護児童の扶養義務者およびその配偶者である3親等以内の親族が里親として養育を行います。

●里親登録の手続き

まず児童相談所にご相談ください。児童相談所にて詳しくご説明いたします。里親についてご理解いただきましたら、ご家族合意の上で児童相談所にお申し込みください。里親として必要な知識を学ぶ研修や児童養護施設等での実習を受けます。また並行して児童相談所職員がご家庭にお伺いし、子どもを預かることができる状況にあるか確認いたします。その後、児童福祉審議会での審査を経て認定・登録されます。

令和元年度 第5回教育委員会定例会

8月9日(金)令和元年度第5回教育委員会定例会が開催されました。

【議事内容】

- 1 諸般の報告及び教育上の問題点について
 - ・グリーンランドでの事故について
 - ・教職員の不祥事について
 - ・経過報告および今後の行事予定
 - ・当面する教育上の問題点について
- 2 その他

※なお、議事詳細については、議事録の開示を行います。

問 教育課 学校教育係 ☎57-8507

なんかんファミリー・サポート・センターPRイベント 今福 優 魂の和太鼓コンサート

10/27(日) 10:00開始 農業就業改善センター(小原1847)



生命の詩 いのちのうた

島根県を拠点に世界中を舞台に活動する
今福座(今福優、末長愛、堂本英里)の南関初公演。

内容
親子で楽しめる
はじめての和太鼓コンサート
伝統の神楽と舞、篠笛を取り入れた和太鼓
演奏をわかりやすく紹介。
太鼓の体験コーナーもあります。

参加無料

なんかんファミリー・サポート・センター
(南関町社会福祉協議会内)
☎070-4722-3114 / 69-9020

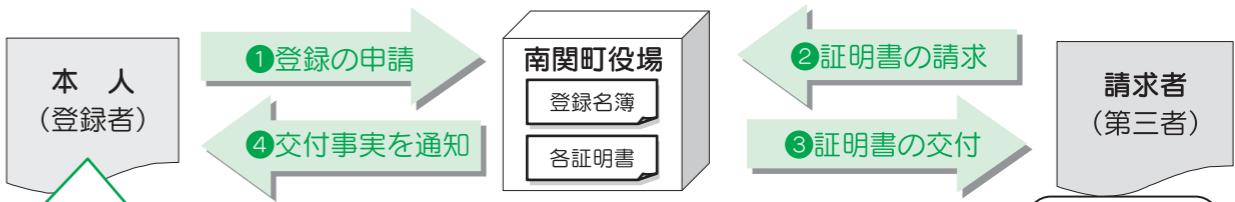
南関町では、

「南関町住民票の写し等第三者請求に係る本人通知制度」

を実施しています。

■本人通知制度とは

住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、事前に登録された人に、その交付の事実を通知する制度です。この制度を実施することで、住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることが期待されます。



本人通知制度を利用するには、登録が必要です

登録申請方法等は下記に示すとおりです。

(注) 第三者から請求があった場合に、証明書を交付できないようにしたり、証明書の交付の可否を登録者へ事前に確認したり、誰が取得したかをお知らせする制度ではありません。

■通知の対象となる証明書の種類

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍謄本、抄本
- ・戸籍記載事項証明書

除票
・
除籍を含む

《通知の対象とならない請求》

- ・本人などからの請求
- ・国や地方公共団体からの公用請求
- ・ハ士業が、裁判や訴訟手続き、紛争処理手続きの代理事務に使用するための請求

■登録できる人

南関町に住民登録または戸籍がある人(過去にあった人も含む)

※死亡した人や失踪宣告を受けた人は対象外です。

■登録申請方法

必要書類を持参のうえ、窓口で「南関町本人通知制度登録申請書」に記入をお願いします。

- | | |
|------|--|
| 必要書類 | <ul style="list-style-type: none">・申請者の本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カードなど)・代理人による申請の場合…任意代理人は「委任状」、法定代理人は「戸籍謄本等」 |
|------|--|

※次の場合は、郵送による申請も可能です。(申請書は南関町ホームページからダウンロード可)

- ・病気などのやむを得ない理由で直接窓口に来ることができない場合
- ・南関町以外の他の市町村に居住の場合

■登録期間

登録期間は、申請した日から3回目の9月30日までです。

満了日までに廃止の届出がない場合は、登録期間を3年間延長します。(以後も同様)
延長した方には、更新通知を送付します。

■変更、廃止の届出

氏名や住所など登録内容に変更があった場合や登録を廃止する場合は、変更・廃止の届出が必要です。

■受付窓口および問い合わせ先

南関町役場税務住民課住民係 ☎57-8502
(〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町1316番地)